

※ 大切なお知らせです。納税通知書と併せて、必ずお読みください。

下田市国民健康保険

国保だより



発行：平成25年7月
下田市健康増進課国保年金係
電話 0558-22-3922

平成25年度国民健康保険税の税率等を改定しました

国民健康保険（国保）の財源は、加入者の皆様に納めていただいている保険税と国・県・市などからの負担金等でまかなわれています。厳しい経済情勢による保険税の減少が見込まれる一方、医療費等の支出は、今後も増加が予想されます。このような中、制度の活用により、国・県・市からの負担金等の確保をし、さらに不足する財源を保険税でまかなうため、条例改正により保険税率等を改定させていただくこととなりました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(1) 平成25年度国民健康保険税率

支援金分と介護分について、資産割を減らし、所得割と均等割を増やす改定をさせていただきました。

国民健康保険税の税率表

区分	課税対象	医療分 税率 (改正前 → 改正後)	支援金分 税率 (改正前 → 改正後)	介護分 税率 ※1 (改正前 → 改正後)
所得割	前年中の総所得から基礎控除33万円を差し引いた額	5.5% ⇒改定なし	1.8% ⇒ 2.2%	1.4% ⇒ 1.8%
資産割	本年度の固定資産税額の内、土地及び家屋分の税額	32.0% ⇒改定なし	8.0% ⇒ 0%	8.0% ⇒ 0%
均等割	国民健康保険加入者1人につき	25,300円 ⇒改定なし	8,000円 ⇒ 9,600円	10,900円 ⇒ 12,000円
平等割	1世帯につき	20,600円 ⇒改定なし	6,100円 ⇒改定なし	4,500円 ⇒ 改定なし
課税限度 (上記4つの合計額の限度額)		51万円 ⇒改定なし	14万円 ⇒改定なし	12万円 ⇒改定なし

※1：介護分は、国民健康保険加入者の内、40歳以上65歳未満の方のみ対象です。
(それ以外の方の所得や資産、人数などは、介護分の計算には影響しません。)

(2) 均等割額・平等割額の減額制度

国保加入者全員（国保未加入の世帯主を含む）の所得の合計が一定の基準以下の世帯については、保険税の均等割額と平等割額を減額する軽減措置があります。

減額区分と判定基準（下記基準に該当する場合、自動的に減額します。申請の必要はありません。）

判定基準	減額率	判定基準
判定基準	7割軽減	世帯主と被保険者（※2）の総所得の合計が[33万円]以下の場合
	5割軽減	世帯主と被保険者（※2）の総所得の合計が [33万円 + 世帯主以外の被保険者数（※2）× 24.5万円]以下の場合
	2割軽減	世帯主と被保険者（※2）の総所得の合計が [33万円 + 被保険者数（※2）× 35万円]以下の場合

※2 後期高齢者医療制度に移行した方（旧国保被保険者）がいる場合、移行後の5年間は世帯構成や収入が変わらなければ同じ減額割合となるように、後期高齢者医療制度に移行した方も含めて減額の判定をします。

※ 大切なお知らせです。納税通知書と併せて、必ずお読みください。

後期高齢者医療制度への移行に伴う減額について

- 75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、残った国保被保険者が1人だけとなる世帯については、保険税の平等割額（介護分を除く）が移行後の5年間は半額となります（6年～8年までは4分の1減額）。
- 75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、新たに国民健康保険に加入し、保険税を納めるようになった65歳以上の方（以下「旧被扶養者」という。）は、所得割・資産割は全額免除され、被保険者均等割も半額となります。また、旧被扶養者のみで構成される世帯の場合は、平等割も5年間は半額となります（6年～8年までは4分の1減額）。

（3）倒産・解雇や雇い止めなどにより離職をされた方の保険税が軽減されます

企業の倒産や解雇などによって失業された方（非自発的失業者）の国民健康保険税の軽減措置があります。

○対象者

- ①離職時点で65歳未満の方
- ②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に11・12・21・22・23・31・32・33・34のコード番号が記載されている方

○軽減内容

保険税の算定及び高額療養費の所得区分を判定する際、非自発的失業者の前年の給与所得を100分の30とみなして計算します。

○軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで（最大で2年間）。

○軽減を受けるには申告が必要です

雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑（認め）を持参のうえ、国保年金係（市役所3番の窓口）で申告をしてください。

（4）その他

☆国保に初めて加入された方へ

保険税は、世帯主が納税義務者です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいれば、世帯主宛に納税通知書を送付させていただいています。なお、税額は国保加入者の所得・資産・人数等で計算しています。

☆年度途中で65歳になる方の保険税

平成25年度中に65歳になる方の保険税（介護分）は、誕生月の前月分（誕生月が各月1日の方は前々月分）までを1年間に割り振っています。誕生月以降は保険税とは別に介護保険料納付書が届きます。

☆保険税の特別徴収（年金からの天引き）

国保加入者が65歳以上のみの世帯で、一定の要件に該当する世帯主の方の保険税は、年金から天引きされる特別徴収になります。なお、特別徴収になられた方でも、原則として「申し出」により保険税の納付方法を口座振替へ変更することができます。また、今まで「特別徴収（年金天引き）」の方でも「普通徴収（納付書・口座払い）」に変更になっている場合があります。お手元の納税通知書をご確認ください。

☆年度途中で75歳になる方の保険税

平成25年度中に75歳になる方の保険税は、誕生月の前月分までを1年間に割り振っています。満75歳になって国保の加入者がいなくなる場合には、誕生月までに割り振っています。

☆国民健康保険税の納付が困難なとき

傷病や廃業、失業などにより前年と比べて所得が激減したため、生活が著しく困窮し、保険税の支払いが困難な場合には、減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。